

第14回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成24年12月3日（月）
午前10時～
泉区役所 4D会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第一次地区の住居表示実施に関する報告について
 - (2) 第二次地区の地元説明会の報告について
 - (3) 第二次地区の実施までのスケジュールについて
 - (4) 平成24年度横浜市住居表示審議会の臨時委員の選出について
 - (5) 今後の検討地区のエリアについて
 - (6) 今後の検討スケジュールについて
 - (7) 次回検討委員会までの周知内容について
 - (8) 次回検討委員会について
- 4 閉会

第14回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 第一次地区の住居表示実施に関する報告について

資料2-1 第二次地区の地元説明会の報告について

資料2-2 質疑応答の内容

資料3-1 第二次地区の実施までのスケジュールについて

資料3-2 住居表示関係法令（抜粋）

資料4 横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿

資料5 今後の検討地区のエリアについて

第二次地区の地元説明会の報告について

1 開催報告

平成 24 年 11 月に、第二次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 24 年 11 月 11 日 (日) 13 時～14 時 30 分	下和泉地区センター	101 名
平成 24 年 11 月 13 日 (火) 19 時～20 時 30 分		36 名
平成 24 年 11 月 15 日 (木) 19 時～20 時 30 分		36 名
平成 24 年 11 月 17 日 (土) 13 時～14 時 30 分		31 名
計		204 名

2 説明内容

(1) 住居表示制度について

- ・住居表示を実施すると、地番による住所から、「街区番号」及び「住居番号」による住所に変更となる。
- ・町の広さを一定にし、町内で規則的に「街区番号」及び「住居番号」を付けることにより、住所が分かりやすくなる。

(2) 新町界・新町名案について

- ・新町界案は、「横浜市住居表示整備要綱」にある面積や境界設定基準等に従い、現地調査や公図の確認を行い、検討委員会でまとめた。
- ・新町名案は、「横浜市住居表示整備要綱」にある町名設定基準に従い、検討委員会において町名候補を検討した上で、第二次地区にお住まいの方を対象とした町名アンケートを行い、その結果等を参考に、検討委員会でまとめた。

(3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

「手続が必要ないもの」と「手続が必要な主なもの」について

3 質疑応答 (別紙 資料 2 - 2 「質疑応答の内容」参照)

質疑応答の主な内容について、御報告します。

質疑応答の内容

	質問内容	回答内容
◇新町界・新町名案に関すること		
1	実施区域の南側の境界は、道幅の狭い道路だが、境界に設定した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次地区エリアはバス通り以外に大きな道路がない。 ・面積なども考慮しつつ、公図で境界に設定できる道路を選定した。
2	新しい町区域に合わせて、通学区域や自治会町内会区域も変更した方が良いのではないか。	今回の住居表示実施により変更することはないが、今後の人口や生活スタイルの変化によっては変更となることも考えられる。
3	今後、一つの町をさらに分けることはあるか。	「丁目」で分けた区域がそれぞれ一つの町であるため、その中をさらに分けることはしない。
4	新町名案の「和泉が丘」の「和泉」は、辞書などには載っていない特殊な表示方だと思うが、町名に採用しても問題はないのか。	「和泉」に限らず、辞書に載っていない表示方をする町名は全国に多く存在する。第二次地区の新町名案は、これまで長くお使いいただいた「和泉」を尊重した。
◇実施に関すること		
5	和泉町に長らく住んでいるが、住所で不便を感じたことはない。実施を見送ることはできるのか。	<p>お住まいの方ご本人が不便を感じたことがない場合もあるかもしれないが、配達業者や緊急車両等は目的地が探しづらいケースがある。住所は公共性が高いため、住居表示実施に向けて検討を進めている。</p> <p>地元説明会后（12 月）に検討委員会が開催されるため、それまでに実施を見送るべき理由を事務局に伝えていただければ、検討委員会で報告し、最終検討を行う。</p>
6	第一次地区から第六次地区までの整備にかかる費用はどのくらいか。	第三次地区以降は検討中であるため、面積や世帯数が確定していないが、一地区当たりの事業費は約 1,500～2,000 万円を見込んでいる。総額はその 6 倍程度と考えていただきたい。
7	<p>(No. 6 に関連して、説明会後にいただいた御意見)</p> <p>事業費は、住居表示よりも他の事業に使った方が有効ではないか。</p>	<p>住所が混乱していると、郵便物の誤配の原因となるだけでなく、緊急車両の目的地到達までに時間がかかる恐れがある。</p> <p>このため、横浜市でも住居表示の必要性</p>

		を十分に精査し、事業化した。
8	第一次地区と第二次地区の間に挟まれた地域（下和泉小学校周辺の地域）は、今後整備する予定はあるのか。	この地域は市街化調整区域であるため、現段階での整備は難しいが、将来の開発で家が立ち並び、住居表示実施の御要望があれば、その時点でまた検討する。
◇手続に関すること		
9	手続の方法や必要な書類等の案内はあるか。	実施の約1か月前に、手続に関する詳細を記載した「住居表示のしおり」を配付する。また、併せて、手続に関する地元説明会を開催する。
10	手続を行う時期に、いつまでという期限はあるのか。	運転免許証や車検証などは、法律等の関係で実施後速やかに手続を行っていただきたい。また、医療証など旧住所のままでも御利用いただけるものもあるが、本人確認資料として御利用いただいている場合は、なるべくお早めに手続をお願いしたい。不動産は、特に期限がないため相続や売買などが発生した際でも構わない。
11	「通知書」のコピーでの手続は可能か。	御契約先・御取引先に御確認いただきたい。

第二次地区の実施までのスケジュールについて

第二次地区は、今後、実施に向けた手続へと移ります。実施までのスケジュールについて確認します。

<p>平成 25 年</p> <p>1 月</p>	<p>横浜市住居表示審議会 (別添「資料 4 横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿」参照) 住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準等を満たしているかなどについて審議します。</p> <p>検討経過等について説明するため、泉区和泉町住居表示検討委員会委員 1 人を審議会の臨時委員として任命し、審議会に御出席いただきます。</p> <p>※審議会は、平成 25 年 1 月 11 日 (金) 10 時開催を予定しています。</p> <p>基礎調査 (1 月中旬から 3 月下旬まで) 新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の状況や家屋の建ち並びの調査を行います。</p>
<p>2 月</p>	<p>案の公示 審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」(以下、「法」といいます) 第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月中旬の横浜市報に、新町界・新町名案を登載する予定です。</p>
<p>4 月</p>	<p>居住調査開始のお知らせ 及び 居住調査 (4 月下旬から 10 月下旬まで) 「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 25 年 3 月下旬に、お知らせのチラシを全戸配付します。</p>
<p>6 月</p>	<p>横浜市会 法第 3 条第 1 項及び地方自治法第 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>
<p>8 月</p>	<p>実施の告示 横浜市会で新町界・新町名案が議決されると、住居表示実施日と合わせて、告示します。8 月の横浜市報に、新町界・新町名等を登載する予定です。</p>
<p>9 月</p>	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ 及び 地元説明会 住居表示実施日の約 1 か月前 (平成 25 年 9 月頃) に、新住所を通知します。併せて、住居表示実施に伴う住所変更等手続について御案内する「しおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「しおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>

10月	住居表示実施 住居表示実施日以降は、法第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。 また、実施日以降に、住所変更等手続をお願いします。
-----	---

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、法第5条の2第2項に基づく変更の請求を行うことができます。

案に対する変更の請求が提出された場合

法第5条の2第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成25年5月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成25年9月以降となります。（平成25年10月の実施は延期となります。）

住居表示関係法令（抜粋）

住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日 法律第 119 号）

（住居表示の実施手続）

第 3 条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第 5 条の 2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見を聞いた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

（住居表示義務）

第 6 条 何人も、住居の表示について、第 3 条第 3 項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第 2 項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

横浜市住居表示審議会条例

制定 昭和37年10月10日 条例第23号

横浜市住居表示審議会条例をここに公布する。

横浜市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として本市に横浜市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 住居表示の実施基準に関すること。
- (2) 実施の区域及び期日に関すること。
- (3) 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 関係行政機関及び公共的団体の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係ある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終わったときに解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が特に必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴することができる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置き、市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、委員を補佐する。
- 3 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和38年1月規則第4号により同年同月16日から施行)

平成24年度横浜市住居表示審議会委員名簿

委員（任期：平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）

区 分	氏 名	摘 要
学識経験のある者	まな べ とし あき 間 部 俊 明	弁護士
	いな ば こう いち 稲 葉 晃 一	横浜商工会議所常議員
	きし がみ こう いち ろう 岸 上 興 一 郎	地名研究家
	こ だま さと こ 小 玉 敏 子	関東学院女子短期大学名誉教授
	い とう まさ ひこ 伊 東 昌 彦	土地家屋調査士
地域住民組織の 代表者	えん どう かず よ 遠 藤 和 代	横浜市消費生活推進員
	おか の せい いち 岡 野 誠 一	横浜市商店街総連合会会長
	よこ い まさ み 横 井 正 巳	横浜市町内会連合会 (7/20委嘱)
関係行政機関及び 公共的団体の職員	いの くま ぎ いち 猪 熊 義 一	横浜地方法務局不動産登記部門 首席登記官 (4/2委嘱)
	おか の のぼる 岡 野 登	日本郵便株式会社 横浜中央郵便局長 (10/2委嘱)
	お やま だ たか ひさ 小 山 田 高 久	神奈川県警察横浜市警察部長 (9/11委嘱)

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

区 分	氏 名	摘 要
地域代表者	人選中	泉区和泉町住居表示検討委員会

今後の検討地区のエリアについて

今後の検討地区の各エリアを決定するにあたり、新町名が判断材料となりますが、長後街道南部の地域（第三次・第四次地区）につける新町名が、長後街道北部（第五次・第六次地区）につける新町名に与える影響は大きいものと考えます。

このため、第 13 回検討委員会後、第三次～第六次地区につける新町名のイメージを各地域にお伺いしました。また、新町名のイメージに従い、各エリアの範囲についても併せて御検討いただきました。

各地域の検討結果を基に、今後の検討の進め方について確認します。

1 各地域の検討結果

和泉北部地区

【案 1】 3つのエリア



【案 2】 2つのエリア



- ・新町名は、連合名や駅名などで親しまれている「和泉中央」を用い、後ろに方位をつけて表す。「いずみ」の表記は「和泉」を尊重する。
- ・「立場」は駅が和泉町内にないこと、「中和田」は名称の由来から、新町名に採用するのは難しいのではないかと。
- ・市街化調整区域の実施区域への取り込みは、なるべく最小限にとどめた方がよい。

下和泉地区

長後街道南部の東側の地域（第三次地区）は、和泉中央地区・下和泉地区・中田地区が関係する。このため、長後街道南部はエリアを2つに分けた方がよい。

和泉中央地区



新町名に「和泉中央」を用いて、長後街道南部を一つのエリアとする。

富士見が丘地区



- ・長後街道をエリアの境界とした方が分かりやすい。
- ・面積や世帯数のバランスから3つのエリアに分ける。
- ・新町名は、長後街道南部の西側を「和泉中央」、東側を「立場」、長後街道北部を「中和田」とすると、各エリアの位置のイメージが沸きやすい。

中田地区

回答保留

2 今後の検討の進め方について

第三次～第六次地区までの地域につける新町名に、共通の名称を用いる場合（「○○○西」、「○○○東」など）、地域にお住まいの方の御意見を伺うためには、長後街道北部の地域の実施区域も決定する必要があります。このため、各地域の検討結果をふまえ、どのようにエリアを分けるかを決定したいと思います。